

収賄被疑事件

被疑者 [REDACTED]

2025年6月19日

全面可視化申入書

[REDACTED] 地方検察庁 担当検事 殿

[REDACTED] 警察本部 司法警察職員 殿

弁護士 高 瀬 雅 [REDACTED]

[REDACTED]氏に対する今後の取調べについて、以下のとおり、その「全過程」を録音・録画するよう申し入れます。

適正な取調べのためには、取調べの可視化（全過程の録音・録画）が必要不可欠です。

本件は、収賄の事案であり、証拠関係等に照らしても、被疑者供述が立証上重要であって、「録音・録画を実施する必要性がそのことに伴う弊害を上回る」ことは明らかであることから、警察庁刑事局長・2019年4月26日付け通達（警察庁丙刑企発第113号）の3項に基づいて、取調べの録音・録画を実施されるべき事件です。

にもかかわらず、本件では、未だ警察における取調べについて、その「全過程の」録画・録音がなされておられません。

したがって、検察官におかれては、警察における取調べについても「全過程」を録音・録画されるよう司法警察職員に指揮されることを申し入れます。また、司法警察職員におかれても、検察官における指揮を待つまでもなく、その取調べの「全過程」を録画・録音されるよう申し入れます。

なお、今後、本件について公判請求がされた場合には、本件の取調べに関わる警察

官、検察官らが作成した取調べメモ、備忘録その他同種の書面の開示を求めますので、くれぐれも破棄されないよう併せて申し入れます。

以上